

道徳の教科化について

石寺 一秀

東北公益文科大学総合研究論集第35号別冊 抜刷

2019年3月10日発行

道徳の教科化について

石寺 一秀

平成27年3月 小・中学校学習指導要領の一部改訂等（小学校は平成30年度、中学校は平成31年度より全面実施）において、道徳の教科化が決定された。ここでは、教科化に伴う期待や課題等を整理し、その上で指導のあり方について考察する。

1. 道徳の教科化への期待

平成18年12月に、教育基本法が改正された。道徳の教科化への期待とは、改正教育基本法の教育の目標、道徳教育の充実であると考えられる。それでは、道徳授業の実態はどのようになっているのだろうか。まず、それを見てみたい。

（1）児童生徒が魅力を感じ主体的に取り組める授業づくり

文科省の設置した「道徳教育の在り方に関する懇談会」の報告書「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）」（平成25年12月26日）によれば、懇談会では、「道徳教育の具体的な指導方法」をめぐっては、「道徳の時間の指導方法に不安を抱える教師が多く、授業方法が、単に読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまったものになりがちである」こと、「現代の子供たちにとって現実味のある授業となっておらず、学年が上がるにつれて、道徳の時間に関する児童生徒の受け止めがよくない状況がある」ことなどが課題として指摘されている¹。

このような授業の課題を克服して、道徳教育を充実させるためには、児童生徒が魅力を感じ主体的に取り組める授業づくり、つまり、授業の質的改善への期待が高まっている。

¹ 道徳教育の充実に関する懇談会「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）」2013年12月26日、p.10。

(2) グローバル化に対応できる資質・能力の育成

道徳の教科化への期待は、道徳教育の充実であるわけだが、具体的にどのような資質・能力の育成が期待されているのだろうか。

『解説』には次のようにある²。

今後グローバル化が進展する中で、様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発展や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが一層重要な課題になる。こうした課題に対応していくためには、社会を構成する主体である一人一人が、高い倫理観をもち、人として生き方や社会の在り方について、時に対立がある場面も含めて、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を備えることがこれまで以上に重要であり、こうした資質・能力の育成に向け、道徳教育は、大きな役割を果たす必要がある。

急激な社会の変化によって生じる課題は、答えが定まっていない問題が少なくない。例えば、科学技術の発展に伴う生命倫理の問題や社会の持続可能な発展を巡っては、生命と人権、自己決定、自然環境保全、公正、公平、社会正義など様々な道徳的価値に関わる葛藤がある。このように、葛藤や対立のある、しかも答えが定まっていない課題を、多様な価値観の人々と協働して解決していく資質・能力を育成することが、道徳教育に期待されている。

(3) いじめ問題など問題行動に対応できる資質・能力の育成

第2次安倍晋三内閣の諮問機関である「教育再生実行会議」がいじめ対策について諮問を受けて出した「いじめ問題等への対応について」（第1次提言）（平成25年2月）において、「現在行われている道徳教育は、指導内容や指導方法に関し、学校や教員によって充実度に差があり、所期の目的が十分に果たされていない状況」にあるため、「道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本

² 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳』2017年7月、p.1。

的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化し、人間の強さ・弱さを見つめながら、理性によって自らをコントロールし、より良く生きるための基盤となる力を育てること」が求められると述べられている³。

つまり、いじめ問題や青少年の問題行動の根幹に道徳性の低下を指摘しており、道徳の教科化には、いじめ問題などの問題行動に対応できる資質・能力を育むことが期待されているのである。

2. 道徳教育を充実させるための課題と指導のあり方

(1) 道徳授業の質的改善という課題と、その指導のあり方

児童生徒が魅力を感じ主体的に取り組める授業づくりについては、「中学校学習指導要領（平成29年公示）」の第3章「特別の教科 道徳」の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2に示されている⁴。

指導にあたっての配慮事項として、「生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること」、「様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに、生徒が多様な見方や考え方に接しながら、更に新しい見方や考え方を生み出していくことができるよう留意すること」、「生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること」などが述べられている⁵。すなわち、主体的学習、協働的学習、問題解決的な学習等の導入が必要であるとされる。これを、「読み物の登場人物の気持ちを読み取る道徳」から「考え、議論する道徳」への転換ということもできよう。

次に、授業改善の切り札である「問題解決的な学習」の指導のあり方について、重視すべき点を3点あげておきたい。

① 教師による発問の工夫

これから期待される道徳授業については、まず、「中学校学習指導要領（平成29年公示）」の「第3章 特別の教科 道徳」の目標に表れている。

³ 教育再生実行会議「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」2013年2月26日、pp.1-2。

⁴ 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年公示）』2017年3月、pp.156-157。

⁵ 同上、p.157。

目標では、「総則の第1の2（2）に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」ことが示されている⁶。

永田（2016）は、この目標から、学習のイメージを以下のように整理している⁷。

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 1. 道徳的諸価値についての理解を基に | 2. 自己を見つめ |
| 3. 物事を多面的・多角的に考え | |
| 4. 自己の（中：人間としての）生き方についての考えを深める学習 | |

永田（2016）は、「道徳の授業では、よりテーマ性のある発問、『多面的・多角的』な考えを促す発問が重要になる。その手掛かりは多様な立ち位置に立った発問を発想し、生かすことである」と指摘している。

永田（2015・2016）は、発問の立ち位置として、「A. 共感的発問」、「B. 分析的発問」、「C. 投影的発問」、「D. 批判的発問」を示している^{8,9}。永田（2016）は、これまでは、「Aの共感的発問がきわめて多かった」が、「Bの分析的、Cの投影的、Dの批判的な立ち位置も含めて、多様な発問を活かした問題追及の過程を描き出すことが必要になる」とし、「このような問いを中心テーマに据え授業を展開することで、道徳授業は問題追求型の授業に近づいていく」としている。人生における道徳的価値の葛藤や心の揺れについて、教師と児童生徒が話し合うことができ、授業がより能動的になっていくと考えられる。

② 振り返り活動の工夫

教育の目的は「人格の完成」である。そもそも、人格とは、『広辞苑』によ

⁶ 同上、p.154。

⁷ 永田繁雄「道徳教育の具体的な展開（1）学校における道徳教育の実践と課題」押谷由夫『道徳教育の理念と実践』放送大学教育振興会、2016年、p.236。

⁸ 永田繁雄「発問の立ち位置と多面的・多角的な思考」『道徳教育』明治書店、2015年8月号、pp.71-73。

⁹ 永田繁雄、前掲書、2016年、pp.238-239。

れば、「自律的意志を有し、自己決定的であるところの個人、道徳的行為の主体のこと」である¹⁰。そして、この「主体」が行為の責任主体として自覚されるのは、自らの体験や行為を道徳的価値に照らして振り返って、自己を見つめ直すことにおいてである。したがって、「人格の完成」を目指す教育の根幹としての道徳教育は、体験を充実させることと、自分を振り返る活動を結び付けることを通して、効果的なものになる。

このような視点に立って、『解説』にあるように、「道徳科の指導においては、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かし、体験を通して感じたことや考えたことを基に対話を深めるなど、心に響く多様な指導の工夫に努めることが大切」になってくる¹¹。

振り返り活動の具体例としては、『解説』にある「授業開始時と終了時における考えがどのように変容したのかが分かるような活動」¹²の他に、発達段階を考慮しながら、テーマ「私の大切に思うこと」で文章を書き、自分の体験や身近な人とのかかわりを振り返る学習（私の価値形成史）も考えられる。

③ 言語活動の充実

『解説』第4章第3節の4「多様な考え方を生かすための言語活動」には、次のようにある。

討論したり書いたりするなどの表現する機会は、道徳科において、生徒が自身自身の感じ方や考え方を言語化することによって、自ら考えたり見直したりしていることを明確にすることにつながる¹³。

授業者は言語活動を通して、互いの存在を認め尊重し、意見を交流し合う経験により、生徒の自尊感情や自己への肯定感を高めることも念頭に置いて指導することが大切である。そのためには、授業者は、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、一人一人の生徒が安心して意見を述べ、互いに学べるような場の設定が必要である¹⁴。

¹⁰ 『広辞苑』第6版（電子辞書）。

¹¹ 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳』2017年7月、p.77。

¹² 同上、p.90。

¹³ 同上、p.94。

¹⁴ 同上、p.95。

このように、言語活動を充実させることは、児童生徒が「自己を見つめる」上で欠かすことのできない条件であるとともに、子どもたちの自己肯定感を高める効果もある。

子どもの自己肯定感は、いじめ問題、特に被害意識の形成に大きく関わっている。自尊感情の不足している子どもは、いじめに遭っていても、本当に「自分が被害に遭っている」と認識できない可能性がある。自分の置かれている状況が「不当なものである」と認識できるのは、被害者が自分の価値に気づき自尊感情をもっている場合に限られるからである。言語活動の充実によって自尊感情が高まることは、自分自身の心身への侵害に対して敏感になることでもある。

その他にも、言語活動の充実には、児童生徒の道德性を向上させる効果もあると言われる。Blatt & Kohlberg (1975) は、道德的問題のディスカッションをした群の方が、より高いレベルの考え方へ移行する傾向があることを指摘している¹⁵。荒木 (2013) も、児童生徒が話し合いの中で、「自分の道德的な見方よりも一段上位までの道德的思考に出会うと、均衡化のためにシエマを調整するように動機づけられ、結果として道德性の発達レベルが押し上げられることになる」ことを指摘している¹⁶。このように、言語活動の充実は、「よりよく生きるための基盤となる道德性」の育成に大きな役割を果たすことになる。

さらに、言語活動を充実させるためには、「言語環境を整え、生徒の発達の段階や言語能力を踏まえて意図的、計画に指導」¹⁷する必要があるとし、次のような工夫が『解説』には示されている。

例えば、大きな集団の中で自分の意見を表すことが苦手な生徒が多い場合は、数人のグループで討論する過程を経て、多人数での討論に移行したり、自分の考えや意見を伝える表現力が未熟な場合には、他の領域との連携により、学級活動の時間等で表現の技能を向上させたりする取組を意図的、計画的に行い、道德科が、その特質を十分生かせるよう工夫するなどしてもよい¹⁸。

¹⁵ Moshe M. Blatt and Lawrence Kohlberg, "The Effects of Classroom Moral Discussion upon Children's Level of Moral Judgment", *Journal of Moral Education*, Vol 4, No2, 1975, pp.129-161.

¹⁶ 荒木紀幸『白熱討論の道德授業』明治図書、2013年、p.23。

¹⁷ 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道德』2017年7月、p.95。

¹⁸ 同上。

以上のように、言語活動を充実させる工夫として、『解説』で例示されているのは、「他者の前で声を出すことが苦手な生徒のため、話し合いの規模を変えていく工夫、自分の意見を伝える表現力がまだ備わっていない生徒のため、学級活動などで表現技術を向上させる工夫」等である。その他にも、問題解決的な学習に慣れていない場合には、教師があらかじめ準備した選択肢を提示することによって、児童生徒が自分の考えを整理し発表しやすくする工夫も有効であろう。

(2) グローバル化に対応できる資質・能力の育成、課題と指導のあり方

変化の激しい社会に対応できる力、多様な価値観の人々と協働して解決していく資質・能力を育成することが、道徳教育に期待されているのであるが、これにはどのような課題があるのだろうか。

『解説』では、現代社会の課題を扱う場合に、まず、問題解決的な学習や討論を深める指導の必要性を指摘している。その指導のあり方については、先に述べた。さらに、『解説』には次のようにある。

例えば、食育、健康教育、消費者教育、防災教育、福祉に関する教育、法教育、社会参画に関する教育、伝統文化教育、国際理解教育、キャリア教育など、学校の特色を生かして取り組んでいる教育課題については、関連する内容項目の学習を踏まえた上で、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などにおける学習と関連付け、(中略)、様々な道徳的価値の視点で学習を深め、生徒自身がこれらの学習を発展させたりして、(中略)、自分はどのように生きるべきかなどについて、考えを深めていくことができるような取組が求められる¹⁹。

グローバル社会のような、変化の激しい社会の中で直面する教育課題は、いかに生きるべきかにかかわるものである。それらをバラバラに取り組むのではなく、これからの社会をいかに生きるかという道徳的価値の視点から考えた対応が求められている。したがって、直面する課題について、関連する道徳の内容項目の学習を踏まえた上で、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動など

¹⁹ 同上、p.100。

の学習と関連付けて、道徳的価値の視点で学習を深めることが大切になる。また、このことは、新学習指導要領の「学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科」²⁰という文言にも反映している。

グローバル化に対応する資質・能力を育成するためには、道徳授業と各教科等とを関連付けて指導する必要がある、そのための工夫が課題となっている。

それでは、道徳授業と各教科等とを関連付けるには、どのような指導が考えられるだろうか。まず、「道徳教育と各教科等の目標、内容及び教材との関わり」を、明確にする工夫である。新中学学習指導要領（解説）では「各教科等において道徳教育を適切に行うためには、まず、それぞれの特質に応じて道徳の内容に関わる事項を明確にする必要がある。それらに含まれる道徳的価値を意識しながら、学校独自の重点内容項目を踏まえて指導することにより、道徳教育の効果も一層高めることができる」と述べられている²¹。

第2点目に、「道徳科の年間指導計画」における工夫である。永田（2016）は、「この計画は、道徳教育の全体計画に基づき、道徳科の指導が、児童生徒の発達段階に即して計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画」であるが、具体的な活動例や展開例まで記載されている計画の割合は必ずしも高くなく、「重要なのは、作成された計画が機能的なものとして生かされるか、また常に改善が意識されるかである」と指摘している²²。

（3）いじめ問題等への対応、課題と指導のあり方

「いじめに正面から向き合う『考え、議論する道徳』への転換に向けて（文部科学大臣メッセージ）について」（平成28年11月18日）には、現実のいじめの問題に対応できる資質・能力を育むためには、「『あなたならどうするか』を真正面から問い、自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していく『考え、議論する道徳』へと転換することが求められて」いるとある²³。

²⁰ 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）』2017年3月、p.154。

²¹ 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳』2017年7月、p.162。

²² 永田繁雄、前掲書、2016年、pp.229-230。

²³ 文部科学省「いじめに正面から向き合う『考え、議論する道徳』への転換に向けて（文部科学大臣メッセージ）について（平成28年11月18日）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/11/1379623.htm（参照 2019-1-24）。

このように、いじめ問題等への対応においても、問題解決的な学習が必須となっている。

① いじめについて深く考えられる教材の開発

また、いじめ問題の学習が効果的に行わるために、まず、いじめについて深く考えられる教材の開発が課題となっている。その教材を使った授業において、児童生徒がどうしてもそのようなことが起こるのかについて深く考えられるようにし、いじめへの対応についての自己課題をしっかりとち、行動化できるように促す必要がある。

指導のあり方としては、例えば、「よきサマリア人の譬え」²⁴を参考にして、授業を展開するはどうか。そのなかで、児童生徒は、「次に誰かがいじめられるのを見たら、笑顔で優しい言葉をかけてあげる」、「次に誰かがいじめられるのを見たら、信頼できる大人に話そう」などといった、いじめ防止に関する具体的目標を定め、それに向かって行動できるようになるだろう。

② 人間の本质を見据えた指導

押谷（2016）は、「いじめはどうして起こるのか。突き詰めれば、人間の独自性である価値志向の生き方ができることにある。よりよく生きようとする心があるためにうまく伸ばせられない自分にイライラしたり、他人と比較して劣等感をもったり、妬んだりするのである。それが、いじめへと発展する可能性は誰でもがもっている」と指摘する²⁵

人間は「よりよく生きる」という価値志向と「弱さと醜さ」といった不完全性を同時にもつ存在であり、そこからいじめは生まれる。したがって、こうした人間の本质を見据えた指導をすることが、いじめ防止の課題となってくる。

新中学校学習指要領には、（いじめ防止等につながる）内容項目「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」の1つとして、[よりよく生きる喜び]が挙げられている。これは、今回の改訂で、小学校の高学年にも、新たに加えられている。中学校学習指導要領にある[よりよく生きる喜

²⁴『新約聖書』新共同訳（日本聖書協会、2000年）、pp.126-127。

²⁵ 押谷由夫『『特別の教科 道徳』の理念と方法』押谷由夫『道徳教育の理念と実践』放送大学教育振興会、2016年、p.208。

び] は、次のようにある²⁶。

よりよく生きる喜び

人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。

人間は誰でも、自己の行為の善悪を自覚し、義務をはたすように命じる良心をもっている。時として誘惑に負けて、やすきに流されるときもあるが、良心によって悩み、苦しみ、呵責に耐えきれない自分を、弱くて、醜い存在として意識することになる。逆に、自己の弱さや醜さに向き合い、それを克服して、良心の命じる義務をはたしたときは、人間として生きる喜びに気づき、強く、気高い存在になり得る。このことは、自己の弱さや醜さに向き合わなければ、自己の強さや気高さに気付くことがないことを示唆する。人間の強さや気高さは、弱さと醜さと決して離れているわけではなく、言わば、表裏関係にあることを意味している。

こうした「強さと気高さ」と「弱さと醜さ」という人間性の表裏を見据えて、「気高く生きようとする心」、つまり、自己の良心に従って人間性に外れず生きようとする心の育成が、いじめ防止の指導には必要になってくる。

指導に当たっては、人間性の表裏のうち、裏の例は歴史の中で多く見出せることもあり、人間の弱さや醜さを強調し過ぎないように注意が必要である。さらに、「弱い自分と気高さの対比で終わったりすることなく（中略）生徒が自分の弱さを強さに、醜さを気高さに変えられるという確かな自信」を持てるような指導が求められる²⁷。

また、人間のもつ強さや気高さについて十分に理解できるように、『私たちの道徳 中学校』（文科省）の中に掲載されている杉原千敏²⁸など先人の気高い生き方を教材として活用することができる。その他に、人間の生地があらわれる強制収容所の生活を記録した著書『夜と霧』（ فرانクル）²⁹なども、生き

²⁶ 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳』2017年7月、p.68。

²⁷ 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳』2017年7月、p.69。

²⁸ 文部科学省『私たちの道徳 中学校』文部科学省、p.123。

²⁹ ヴィクトール・E・フランクル『夜と霧 新版』池田香代子監訳、みすず書房、2002年。

る意味を見出す人間の強さを考える教材として有効であろう。

3 まとめ

これまで、「道徳の教科化について」というテーマで、道徳の教科化の経緯を振り返り、教科化に伴う期待と課題を整理し、その上で指導のあり方について考察してきた。

教科化の経緯を辿りながら明らかになったのは、道徳の教科化が、改正教育基本法によって学校教育の根幹として位置づけられた道徳教育を一層充実させるための提案であることであった。

次に、道徳の教科への期待を三点ほど挙げた。一つ目は、生徒が主体的に取り組める授業づくり、二つ目が、グローバル化に対応できる力の育成、そして三つ目が、いじめ問題への対応への期待であった。

そして、それぞれの期待に対する課題と、それに対する指導のあり方について順に見てきた。一つ目の期待に対する課題は、授業の質的改善であり、その対策として問題解決的な学習等の指導のあり方や工夫について触れた。二つ目の期待を実現するための課題としては、道徳授業と各教科等の関連付けを挙げ、その対応としては、「道徳科の年間指導計画」の作成する際の工夫等を提案した。最後に三つ目、いじめ防止対策の課題として、人間の本質を見据えた指導と教材の開発の必要性を指摘した上で、指導のあり方については、その方向性を示した。

これからは、学習指導の展開、家庭や地域社会との連携による指導、それに道徳教育における評価の在り方等について、更に考察を深めていきたいと考えている。

最後に、道徳的価値の理解について述べておきたい。道徳授業の目標は、「よりよく生きるため基盤となる道徳性を養うために、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、人間としての生き方について考えを深める学習」³⁰を行なうことである。そして、その学習は、道徳的価値の理解を基に行われる。

しかし、道徳的価値の理解は、よりよい生き方を求める方向だけに向かうと

³⁰ 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳』2017年7月、p.13。

は限らない。児童生徒が、自らを拘束するものとして道徳的価値を捉える場合がある。また、道徳的価値を基準にして、他者の行為を一方的に批判したり、他者に危害を加えたりすることを正当化する虞もある。そのような道徳的価値の学習であれば、豊かな心を育たないし、道徳教育とはいえない。

『解説』³¹にあるように、道徳授業では、特定の道徳的価値を絶対的なものとして指導したり、観念的に理解させたりする学習にならないように配慮することが大切となる。また、道徳的価値が本当に、実感を伴って理解されるためには、二つの道徳的経験が必要となる。それは、価値選択の中で感じる葛藤や心の揺れ、そして選択がもたらした結果を実際に味わう経験である。次に、自らの体験や他者との対話を手掛かりに、道徳的価値に照らして自己を見つめる内省である。

こうした道徳的経験について、授業担当者は児童生徒と共に考え、共に語り合う授業を展開していくことが、道徳教育の基本だと考える。

³¹ 同上、pp.14-15。